

平成24年6月7日

各保険医療機関等の長 様

守谷市長 会田 真一

(公印省略)

守谷市医療福祉費支給制度の妊産婦所得要件撤廃分に対する給付の
現物化に伴う公費負担者番号の導入について

守谷市の医療福祉費支給制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご理解
とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、守谷市では、茨城県内の市町村が実施しております妊産婦医療福祉費支給制
度の受給資格要件である所得制限によって助成が受けられない妊産婦に対して、独自の
医療費助成（すこやか医療費支給制度）を償還払いで実施しております。

現在、この助成方法について、利用者の方々から償還払い申請の煩雑さを解消する
要望が多く寄せられております。そこで利用者の利便性を考慮し、茨城県内の医療機
関において公費負担者番号を導入し、現物給付に切り替えることになりました。この
件については平成24年1月30日付けで県医師会・歯科医師会・薬剤師会にご通知
させていただいております。

実施にあたりましては、医療関係の皆様には、医療費請求システムの変更など一部
ご負担をお掛けいたしますので、実施時期については茨城県の医療福祉費における小
児公費負担者番号統一とあわせて平成24年10月からとさせていただくことにい
たしました。今回実施する現物給付の円滑な導入には、関係機関のご協力が不可欠で
ありますので、趣旨をご理解いただき、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。（内
容については別紙参照願います。）

なお、産科・婦人科を標榜していない医療機関におかれましては、妊産婦医療福祉
費支給制度（マル福）と同様に産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合
は現物給付にて対応いただくこととなりますが、それ以外は守谷市役所での償還手続
きが必要となりますのでご了承願います。

【問い合わせ先】

守谷市役所国保年金課医療福祉グループ

電話 0297-45-1111（内線 107・108）

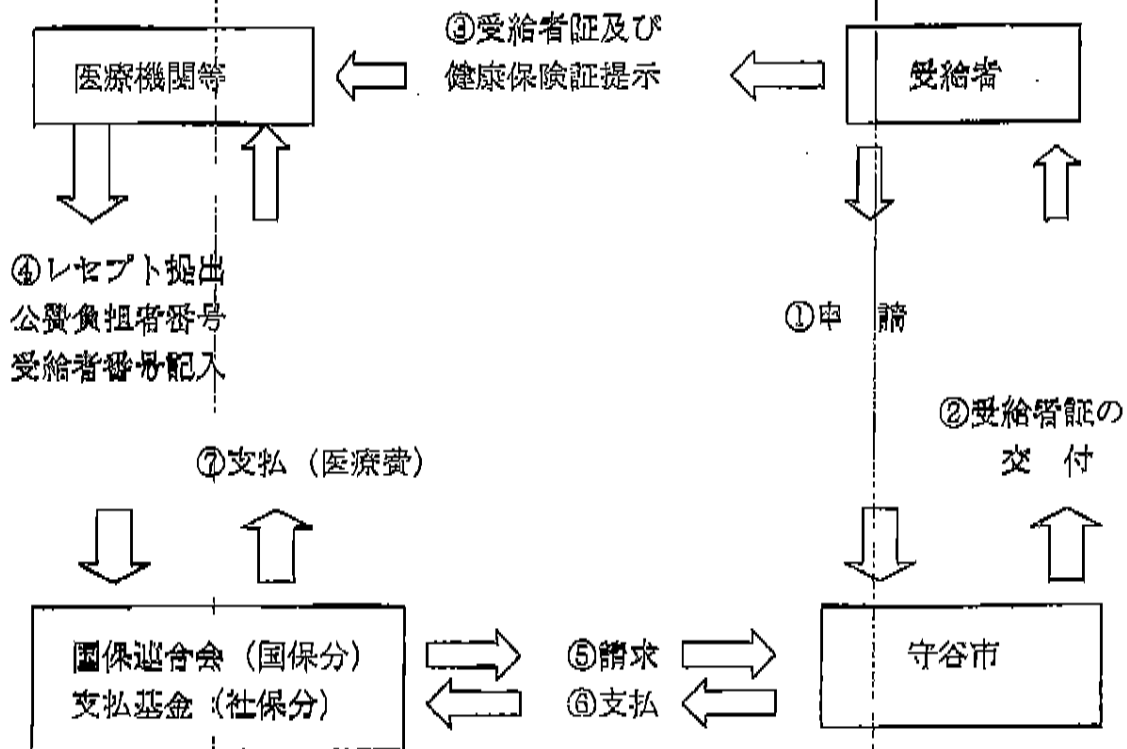
別紙

1. 内容

- 基本的に茨城県の補助事業として県内市町村で実施しています医療福祉費支給制度（マル福）と同様です。
- 対象者は守谷市に住民登録があり、母子手帳の交付を受けている妊産婦で、医療福祉費支給制度の所得要件非該当者です。
- 平成24年10月診療分から、診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の公費負担者番号欄に番号を記入し請求する方法です。
- 支払いについては、茨城県国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金茨城支部がそれぞれ守谷市に医療費・審査支払手数料を請求し、国保分は国保連合会が、社保分は支払基金が、医療機関等へ医療費を支払う方法となります。
- 一部負担金についても、県制度と同様になります。
(医療機関ごとに外来自己負担金：1日600円まで月2回限度
入院自己負担金：1日300円まで月3,000円限度)
保険薬局は、自己負担金はありません。

<公費負担者番号>
対象者のすこやか医療費受給者証（水色）に、公費負担者番号が記入されます。
公費負担者番号[96080908]

2. 請求事務フロー



【診療報酬明細書等の記入箇所】

- 公費負担者番号欄及び公費負担医療の受給者番号欄に記入
- 公費負担請求点数欄（請求点数と同点数の場合は記入不要）に記入
- 外来自己負担及び入院自己負担が生じる場合は、公費の負担金額欄（歯科は患者負担額欄）に記入

【診療報酬請求書の記入箇所】

- 国保分については、公費負担医療欄に守谷市単独事業分（90）を記入
- 社保分については、公費負担者番号ごとに（96）として記入

【診療報酬総括票等の記入箇所】（連合会のみ）

- 県制度分と守谷市独自制度分を合算して記入


【その他】

- 院外処方箋を発行する場合、必ず公費負担者番号及び受給者番号を記入
 - 公費と守谷市独自制度の併用がある処方箋については、従来どおり公費を第一公費として記入し、守谷市すこやか医療費支給制度を第二公費として記入
- ※なお、診療報酬明細書等、診療報酬請求書の記入方法の詳細については、国保連合会及び支払基金にご確認願います。

<受給者証見本>

妊産婦すこやか医療費受給者証

○この証は、原則として証明・顔写真を添付する医療機関を金庫するときに提示してください。

公費負担者番号					
受給者番号					
被保険者証の記号及び番号					
保険種別					
保険者番号					
受給者	住所				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
有効期間					
発行機関名及び印	茨城県 守谷市				
交付年月日	年	月	日		